

北海道告示第10527号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年4月3日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘要
<p>1 北海道国際交流・協力 総合センター補助金</p> <p>本道の国際化を推進し、 豊かで活力ある地域社会の 実現を図るため、公益社団 法人北海道国際交流・協力 総合センターが実施する世 界各国との国際交流事業や 国際協力事業について、予 算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北海 道国際交流・協力 総合センター</p>	<p>補助事業の執行上、知事が認 めた次の経費とする。</p> <p>1 給料、職員手当 2 共済費 3 賃金 4 報償費 5 旅費 ただし、旅費の支給におい て、経済的な経路及び方法の 考え方は道の取扱いに準じ る。</p> <p>6 交際費 ただし、補助事業の執行に 係る会費及び贈呈品の購入に 限る。</p> <p>7 需用費 ただし、食糧費について は、補助事業の執行上、直接 的な必要性から費消される経 費に限る。</p> <p>8 役務費 9 委託料 10 使用料及び賃借料 11 その他知事が必要と認める 費用</p>	<p>10分の10以内 (多文化共生地 域連携ネットワ ーク事業につい ては、2分の1 以内)</p> <p>寄附金その他 の収入金がある ときは、補助金 等の額の算定に 当たり、当該寄 附金その他の収 入金の控除等 を行う。</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様 式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年 4月12日 提出先 総合政策 部国際局 国際課</p>		
<p>2 イノベーション創出研 究支援事業費補助金</p> <p>北海道の大学・試験研究</p>	<p>公益財団法人北海 道科学技術総合振 興センター</p>	<p>1 補助事業者が、次に掲げる 事業区分により、大学・試験 研究機関等に所属する研究者 、中小企業者に対して補助す</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 採択課題 決定の日 から14日</p>		

<p>機関等の優れた研究シーズ、地域資源等の活用を図る研究開発等に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、本道産学官連携の基盤形成を推進するとともに、北海道経済の自立・発展及び道民生活の向上に資することを目的とする。</p>		<p>る場合における当該補助に要する経費 (1) 産学連携創出事業 (2) 研究成果展開事業 2 補助事業者が1の(1)及び(2)の事業に係る課題募集・選考及びフォローアップを行うために要する経費のうち次に掲げるもの (1) 研究課題の募集に要する経費 (2) 研究課題の選考に要する経費 (3) アドバイザーの委嘱等に要する経費 (4) 技術動向調査に要する経費 (5) 事業推進委員会等の開催に要する経費 (6) 事業成果の広報・成果発表会開催に要する経費 (7) その他特に必要と認められる経費</p>		<p>総政第32号様式別に指示する様式</p>		<p>提出先 総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課</p>		
<p>3 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助事業</p> <p>北海道大学連携型起業家育成施設に入居する者に対し、当該施設の利用に係る経費の一部を補助することにより、起業や新規事業展開を促進し、もって本道産業の振興を図ることを目的とする。</p>	<p>北海道大学連携型起業家育成施設の一部を賃借し入居している者であって、大学若しくは高等専門学校の研究成果を活用して研究開発等を行う者又は大学若しくは高等専門学校と連携して研究開発等を行う者のうち、起業又は新事業展開を図ろうとする中小企業者で、道内に事業所等を有する者又は施設退去後に道内</p>	<p>北海道大学連携型起業家育成施設の入居に係る賃料。ただし、消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費等は含まないものとする。</p>	<p>1月につき、入居する居室の床面積の合計（1平方メートル未満の端数は切り捨てる。）に、居室の使用形態及び入居年数の区分に応じ、次に掲げる額を乗じて得た額以内 1 2以外を使用の場合入居年数1～5年まで300円 2 給排水可能な実験室を使用の場合</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課</p>		

	<p>に新たに事業所等を設置する計画がある者。ただし次に掲げるものを除く。</p> <p>1 単一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>2 複数の大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者</p> <p>3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者</p> <p>4 施設に入居後2年以内に事業化に係る法人を設立する計画のない個人</p> <p>5 入居者の起業等を支援する目的で入居する者</p> <p>6 当初入居開始の日から起算して、5年を経過している者</p> <p>7 道税を滞納している者</p> <p>8 その他知事が交付対象と認めない者</p>		<p>(1) 入居年数 1～3年まで 600円</p> <p>(2) 入居年数 4～5年まで 300円</p>					
<p>4 地方独立行政法人北海道立総合研究機構施設整備等補助金</p>	<p>地方独立行政法人北海道立総合研究機構</p>	<p>補助事業の実施に要する経費のうち、施設整備・設備整備・解体撤去及びこれらに係る委託</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総政第6号様式 (施設設備整備) 総政第9号様式</p>	<p>総政第6号様式 (施設設備整備) 総政第9号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日</p>		

<p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が行う施設整備等の財源に充てるため必要な経費を交付することを目的とする。</p>		業務に要するもの		<p>（施設整備等工事） 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>（施設整備等工事） 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	提出先	総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課		
<p>5 プロパンガス価格安定事業</p> <p>離島住民の生活の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域に指定された離島の地域を有する町</p>	<p>家庭用プロパンガスの本土から離島までの航路運送（復路を含む。）に要する経費相当額</p>	2分の1以内	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第43号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 総政第43号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	総合振興局長又は振興局長		
<p>6 北海道未来人財応援事業費</p> <p>「輝きつづける北海道」の実現に向けて、高い志を持って様々な分野において海外で学び、未来の北海道をリードする人材を育成するため、予算の範囲内で助成金を交付する。</p>				<p>総政第77号様式 総政第78号様式 別に指示する書類</p>	<p>総政第77号様式 総政第79号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部地域創生局地域政策課</p>			
<p>(1) 学生留学コース</p>	<p>北海道未来人財応援事業学生留学コース募集要項（令和5年度）で定める派遣留学生の要件に該当する者が所属する大学等（別記1）</p>	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外留学等に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 海外での滞在費 海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。）</p> <p>2 往復渡航費 海外留学等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及</p>	<p>別表1のとおり</p> <p>別表2のとおり</p>						

		<p>び帰国に係る支援を受ける場合を除く。)</p> <p>3 授業料相当額 留学先における授業料及び登録料(宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。)</p>	<p>10分の10以内 (ただし、30万円を限度とする。)</p>					
(2) スポーツコース	<p>北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者 (別記2)</p>	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 海外での滞在費 海外での滞在月数(1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。)</p> <p>2 往復渡航費 海外研修等のための渡航及び帰国(他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。)</p> <p>3 研修等受講料相当額 海外研修等の受講に必要な経費(宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。)</p>	<p>別表1のとおり</p> <p>別表2のとおり</p> <p>10分の10以内 (ただし、30万円を限度とする。)</p>					
(3) 文化芸術コース	<p>北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要</p>	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次</p>						

	<p>件及び各コースの対象に合致する者 (別記2)</p>	<p>に掲げるもの</p> <p>1 海外での滞在費 海外での滞在月数(1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。)</p> <p>2 往復渡航費 海外研修等のための渡航及び帰国(他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。)</p> <p>3 研修等受講料相当額 留学先における授業料及び登録料並びに国際的競技大会等参加に要する参加費及び機材運搬費(宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。)</p>	<p>別表1のとおり</p> <p>別表2のとおり</p> <p>10分の10以内 (ただし、30万円を限度とし、機材運搬費に関して他に収入金があるときは、助成金の額の算定に当たり、当該収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>(4) 未来の匠コース</p>	<p>北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者 (別記2)</p>	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 海外での滞在費 海外での滞在月数(1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。)</p> <p>2 往復渡航費 海外研修等のための渡航及び帰国(他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。)</p> <p>3 研修等受講料相当額</p>	<p>別表1のとおり</p> <p>別表2のとおり</p> <p>10分の10以内</p>					

		海外研修等の受講に必要な経費並びに国際的競技大会等参加に要する参加費及び機材運搬費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。）	（ただし、30万円を限度とし、機材運搬費に関して他に収入金があるときは、助成金の額の算定に当たり、当該収入金の控除等を行う。）					
7 地域づくり総合交付金 （広域連携加速化事業）	広域連携加速化事業推進要綱に基づき地域連携協定を締結し地域連携ビジョンを策定した、又は、交付金を申請する年度末までに地域連携協定の締結及び地域連携ビジョンの策定を行う見込みである市町村及び全ての連携市町村で構成する協議会	広域連携前進プランに掲載した、又は掲載予定の取組に係る事業であって、地域連携ビジョンに掲載した、又は掲載する予定の事業であり、市町村が連携して取り組むソフト事業の実施に要する経費	定額	総政第2号様式 総政第16号様式 総政第18号様式 総政第19号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部地域行政局行政連携課		
8 運輸事業振興助成交付金 旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の輸送力及び安全運行の確保、輸送サービスの改善、輸送コストの上昇の抑制等に資することを目的に交付する。	一般社団法人北海道バス協会 公益社団法人北海道トラック協会	次の事業に要する経費 1 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業(以下「特定運輸事業」という。)を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 2 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業 3 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 4 特定運輸事業の適正化に関する事業 5 特定運輸事業を営む者の共	定額	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通局交通企画課	—	

		<p>同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業</p> <p>6 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業</p> <p>7 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業。ただし、当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る</p> <p>8 公益社団法人日本バス協会並びに公益社団法人全日本トラック協会に対する出えん</p> <p>9 国土交通大臣が総務大臣に協議して定める事業</p>						
<p>9 北海道離島航路旅客定期航路事業</p> <p>離島地域の振興並びに離島住民の民生の安定及び向上に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	離島航路旅客定期航路事業を営む者					<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合政策部交通政策局交通企画課</p>		
(1) 離島航路事業		航路損益計算書により算出された純損失額	2分の1以内	<p>総政第14号様式</p> <p>総政第39号様式</p> <p>総政第41号様式</p> <p>総政第42号様式</p> <p>別に指示する様式</p>				実績報告は要しない。
(2) 運賃割引事業		<p>離島航路旅客定期航路事業を行う場合における次の経費</p> <p>1 離島住民の旅客運賃割引額（各航路区間ごとの昭和55年1月1日現在の1キロ当たりの認可運賃（2等旅客運賃）から13円50銭を差し引いた額に当該航路区間のキロ数を乗じて得た額（その額が現行の運賃の5分の</p>	<p>補助対象経費欄の(1)及び(2)に掲げる経費</p> <p>2分の1以内</p> <p>補助対象経費欄の(3)に掲げる経費</p> <p>10分の10以内</p>	<p>総政第14号様式</p> <p>総政第39号様式</p> <p>総政第40号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	総政第40号様式			

		<p>1に相当する額を下回るものについては、当該運賃の5分の1に相当する額。10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。)に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額)</p> <p>2 離島在住の妊産婦の妊産婦運賃割引額(妊産婦が検診又は出産のために離島航路の1等船室(1等船室に自由席がない場合は2等船室)又は急行料金を徴する船舶を利用する場合において、毎年1月1日現在の認可運賃(急行料金を含む。)の3分の2に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。)に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額)</p> <p>3 離島住民に係る燃料油価格変動調整金割引額(北海道離島航路旅客定期航路事業補助金交付要綱(令和4年10月25日付け交通第410号)別表に定める経費)とする。</p>						
<p>10 離島航空路線維持対策事業(運航費補助対象事業)</p> <p>離島における住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び離島における空港の効率的な利用に資するため、離島航空路線の就航に係る運航費に対して予算の範囲内において補助する。</p>	株式会社北海道エアシステム	<p>補助対象事業に要した次の経費とし、その上限は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号)第62条により定められた額とする。</p> <p>航空燃油費、航空機燃料税、空港使用料、航空機材維持費、整備費、運航乗務員人件費、客室乗務員人件費、運航部門費、運送部門費、営業部門費、一般管理費、代理店手数料、営業外</p>	2分の1以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式 別に指示する様式		<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 令和5年4月28日</p> <p>提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>	実績報告は要しない。	

		費用							
<p>11 公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団運営事業費補助金</p> <p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団の健全な運営を図り、事業を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団の運営に必要な経費。ただし、北海道から派遣している職員に係る人件費は除く。</p>	10分の10以内	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年4月7日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>			
<p>12 住宅防音対策助成事業費補助金</p> <p>新千歳空港周辺地域の深夜・早朝の時間帯における航空機騒音の影響の軽減・防止を図るため、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う住宅防音工事助成事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う住宅防音工事助成事業のうち次に掲げる経費</p> <p>1 工事費 本工事費（工事価格、消費税等相当額）</p> <p>2 設計監理費 設計図書の作成及び工事監理のために必要な経費</p> <p>3 手続代行等業務費 所有者等が補助事業者への助成金交付手続や助成対象工事に伴う諸手続及びこれに附帯する業務を設計監理業者に委託した場合の経費</p>	100分の95以内	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年4月7日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>			
<p>13 新千歳空港周辺地域振興特別対策事業（苫小牧市冷暖房機器等設置）</p> <p>新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う苫小牧市冷暖房機器設置事業のうち次に掲げる経費</p> <p>1 工事費 機器代金及び本工事費（工事価格、消費税等相当額）</p> <p>2 設計監理費 設計図書の作成及び工事監理のために必要な経費</p> <p>3 手続代行等業務費 所有者等が補助事業者への助成金交付手続や助成対象工事に伴う諸手続及びこれに附</p>	<p>工事費及び設計監理費 100分の81 手続代行等業務費 100分の90</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年4月7日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>			

	帯する業務を設計監理業者に 委託した場合の経費						
--	----------------------------	--	--	--	--	--	--

別記

- 1 日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(8)に掲げる要件を全て満たす学生
 - (1) 北海道創生・海外留学支援協議会に加盟している北海道の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした正規の課程に在籍する学生で、留学終了後、在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
 - (2) 北海道の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
 - (3) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
 - (4) 留学に必要な査証を確実に取得できる学生
 - (5) 令和5年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
 - (6) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための助成金を受ける際には、その平均月額が本事業による助成金の支給月額を超えない学生
 - (7) 北海道未来人財応援事業において過去に派遣留学生として採用されていない学生
 - (8) 将来、北海道の企業等に就職する等、北海道の発展に貢献する意思を有する学生

- 2 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者で、次の(1)～(9)に掲げる要件を全て満たす者
 - (1) 令和5年4月1日現在の年齢が満18歳以上満39歳以下であること。
 - (2) 海外での活動等に必要な査証を確実に取得できること。
 - (3) 本事業により助成を受ける海外での活動等の経費について、他団体等からの助成金を重複して受給していないこと。
 - (4) 申請者本人または申請者と同一家計の家計支持者（父母等の保護者）の収入（申請者が扶養されている場合は同一家計の家計支持者の収入、それ以外の場合は本人の収入）が日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たすこと。
 - (5) 令和5年4月1日現在で本道市町村に住民登録があること。（学生の場合は、道内の学校等に在籍していることを証明できる場合を含む。）
 - (6) 海外での活動等の受入先等が求める語学力を有するなど海外での活動等に堪えられる語学力を有すること。
 - (7) 留学開始前までに海外での活動等の受入先等が確保されていることが証明できること。
 - (8) 海外での活動等の終了後（帰国後）、3年間、道内に居住すること。（特別な事情がある場合又は事業計画書において、引き続き海外で北海道に貢献する活動を行う予定としている場合を除く。）
 - (9) 本事業により海外で活動中の者及び事業計画書において、引き続き海外で北海道に貢献する活動を行う予定とし、現に海外で活動中の者は、本道の認知度向上への協力等を行う「北海道特派員」として、本道の魅力等の周知、渡航先で経験した話題や最新情報の提供等の活動を行い、道が求める都度、活動内容等を報告すること。

別表 1

交付基準	区 分	交付基本額
海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。）	甲地区 （北米、シンガポール、欧州（※次の地域を除く。）、中近東）	160,000円／月
	乙地区 （アジア（シンガポールを除く。）、大洋州、中南米、アフリカ及び甲地区以外）	120,000円／月

※（除く地域） アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

別表 2

渡航先	交付基本額
アジア地域 （アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス）	100,000円
上記以外の地域	200,000円